

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	平成24年7月6日 午後2時10分頃 高山市丹生川町細越365番地先（市道下保上野線）	
	事故の概要	右折しようとした公用車と直進車両との接触事故	
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（フロントバンパー等）
	被害総額・市の過失割合	—	292,814円・100分の90
	賠償金	—	263,533円
	内訳	保険金	—
	一般財源	—	0円
	専決年月日	平成25年10月2日 地方自治法第180条第1項	
2	発生時期・場所	平成25年7月13日 午後0時頃 高山市丹生川町大沼453番地183先（市道丹生川上宝線）	
	事故の概要	道路法面からの落石による走行中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（左フロントドア等）
	被害総額・市の過失割合	—	41,958円・100分の100
	賠償金	—	41,958円
	内訳	保険金	—
	一般財源	—	0円
	専決年月日	平成25年10月21日 地方自治法第180条第1項	

No.	項目	内容	
3	発生時期・場所	平成25年7月26日 午後4時20分頃 高山市片野町1丁目163番地3先（市道石浦大洞線）	
	事故の概要	T字路交差点を直進し通過しようとした公用車と当該交差点に進入した車両との接触事故	
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（フロントバンパー等）
	被害総額・市の過失割合	—	55,544円・100分の10
	賠償金	—	5,554円
	内訳	保険金	5,554円
	一般財源	0円	
	専決年月日	平成25年10月2日 地方自治法第180条第1項	
4	発生時期・場所	平成25年8月10日 午後2時頃 高山市一之宮町930番地先（市道駅前山腰線）	
	事故の概要	道路陥没による駐車中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（右前輪アルミホイール等）
	被害総額・市の過失割合	—	144,176円・100分の100
	賠償金	—	144,176円
	内訳	保険金	144,176円
	一般財源	0円	
	専決年月日	平成25年10月23日 地方自治法第180条第1項	
5	発生時期・場所	平成25年8月22日 午後2時から午後5時頃 丸山橋（高山市江名子町）から弥生橋（高山市下三之町）にかけての江名子川	
	事故の概要	江名子小学校プールから流出した塩素剤による河川の汚染事故	
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]	
	被害の状況	魚類のへい死	
	被害総額・市の過失割合	57,000円・100分の100	
	賠償金	57,000円	
	内訳	保険金	57,000円
	一般財源	0円	
	専決年月日	平成25年11月8日 地方自治法第180条第1項	

No.	項目	内容		
6	発生時期・場所	平成25年9月24日 午前8時頃 高山市清見町三日町477番地1 (清見中学校駐車場内)		
	事故の概要	スクールバスと駐車中の車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損 (リアバンパー等)	
	被害総額・市の過失割合	—	66,675円・100分の100	
	賠償金	—	66,675円	
	内訳	保険金	—	66,675円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成25年11月5日 地方自治法第180条第1項			